

施設使用料

大ホール等使用料

(単位 円)								
種別 時間			午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
			午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後 10 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後 10 時まで	午前9 時から 午後 10 時まで
大 ホ ー ル	入場料 を徴収 しない場 合	平日	10,450	13,860	17,380	23,100	30,030	39,270
		土、日 祝日	11,550	15,070	20,790	25,410	34,650	43,890
	入場料 を徴収 する場 合	平日	17,380	26,620	34,650	42,790	60,060	75,130
		土、日 祝日	19,690	31,240	40,480	49,720	71,610	87,780
リハーサル室			1,210	1,650	1,760	2,750	3,300	4,510
リハーサル室(会議室 として使用する場合)			310(1時間当たり)					
ホワイエ(ホワイエのみ 使用する場合)			1,210	1,650	1,760	2,750	3,300	4,510
楽屋			1,210(1室につき)					
浴室(シャワー)			580					

備考

- 1 入場料又はこれに類するものを徴収せずに商業的宣伝、慰安等に使用の場合は、入場料を徴収したものとみなす。
- 2 舞台練習等(大ホールを使用して催物等を行う場合に限る。)のため、舞台面のみを使用する場合の使用料は、大ホール使用料(入場料を徴収しない場合)のそれぞれの額に 100 分の 30 を乗じた額とする。
- 3 許可を受けて使用時間を延長しようとするときは、1時間以内に限るものとし、その使用料は、次に掲げるものとする。ただし、30 分未満の使用時間の延長については、使用料は、徴収しないものとする。
 - (1) 正午から午後1時までの場合
午前9時から正午までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じた額
 - (2) 午後5時から午後6時までの場合
午後1時から午後5時までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じた額

(3) 午後 10 時から午後 11 時までの場合

午後6時から午後 10 時までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じた額

冷暖房使用料

(単位 円)

使用区分		使用料
大ホール	基本額	3,520
	加算額(1時間につき)	3,190
リハーサル室	1時間につき	460
楽屋	〃	460
ホワイエ	〃	580

備考 最初の1時間を除き、1時間に満たない時間は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は1時間とみなす。

附属設備使用料

(単位 円)

設備等の名称		単位	使用料	備考
舞台器具	音響反射板	1 式	3,520	
	所作台	1 式	2,310	
	所作台花道用	1 式	580	
	平台	1 枚	120	
	開き足	1 式	120	
	指揮台	1 台	350	
	譜面台	1 台	50	
	スクリーン	1 張	1,210	
	ピアノ(グランド)	1 台	6,930	
	ピアノ(スタンド)	1 台	2,310	
	リノリュウム	1 式	1,210	
	金屏風	半双	580	
照明器具	ホリゾントライトC	1 回路	690	
	ホリゾントライトL	1 回路	580	
	ボーダーライト	1 列	920	

	サスペンションライト	1列	1,210	
	サイドスポットライト	1kW	1,210	
	シーリングスポットライト	1kW	1,210	
	センターピンスポットライト	1kW	810	
	フットライト	1列	580	
	花道フットライト	1列	230	
	音響反射板ライト	1列	1,760	
	ステージスポットライト	1kW	580	
	効果器	1台	810	
	持込器具	1kW(個)	220	
音響器具	音楽プレーヤー	1台	690	
	ワイヤレスマイク	1本	810	
	ダイナミックマイク	1本	350	
	コンデンサーマイク	1本	580	
	エレベーターマイク	1本	580	
	エコーマシン	1本	580	
	拡声装置	1式	1,760	
	持込器具	1式	1,210	

備考 単位当たりの使用料は、当日1回限りの金額とする。